



# 宮 崎 県 公 報

平成24年 3 月19日 (月曜日) 第 2371 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	
○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 4	
○宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… ( “ ) 11	
告 示	

○林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 11	
訓 令	
○公印規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 12	
○宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 12	
○宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令…………… (行政経営課) 13	
病院局公営企業告示	
○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報について……………13	

## 規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年 3 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第 9 号

#### 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収金の還付又は充当の通知)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項、第73条の27の4第2項、<u>同条第4項、同条第6項、同条第8項、同条第10項、同条第12項、第73条の27の5第3項、第73条の27の6第2項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項若しくは第73条の27の9第2項の規定によって不動産取得税に係る徴収金を還付する場合又は条例第42条の2の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(証紙徴収の方法によって徴収する自動車取得税又は自動車税に係る徴収金の徴収の嘱託等)</p> <p>第20条の2 宮崎県税・総務事務所長は、<u>条例第54条第1項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車取得税を納付すべき者又は条例第62条の2第2項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税を納付すべき者が、納期限を超過してもなお徴収金を納付しない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる所長に徴収の嘱託をするものとする。</u></p>	<p>(徴収金の還付又は充当の通知)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項、第73条の27の4第2項、第73条の27の5第3項若しくは第73条の27の6第2項の規定によって不動産取得税に係る徴収金を還付する場合又は条例第42条の2の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(自動車取得税に係る徴収金の徴収の嘱託等)</p> <p>第20条の2 宮崎県税・総務事務所長は、自動車取得税を納付すべき者が、納期限を超過してもなお徴収金を納付しない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる所長に徴収の嘱託をするものとする。</p>

(1)・(2) [略]  
 2～4 [略]  
 (災害等による期限の延長の申請等)  
 第21条 [略]  
 2 [略]  
 3 所長は、所管区域の全部又は一部の地域に災害等があった場合において、条例第22条後段の規定により期限の延長をしたときは、当該県税・総務事務所の掲示場にその旨を掲示しなければならない。

第44条 削除

(法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知)  
 第49条の2 所長は、法第53条第47項又は第48項の規定によって通知をする場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書（別記様式第 144号の2）によってしなければならない。

(事業税に関する文書の様式)

第54条 事業税について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄の定めるところによる。

法人事業税課税標準額 更正（決定）請求書 [略]	法第72条の49第2 項及び第5項	[略]
--------------------------------	----------------------	-----

(身体障害者等の範囲)

第67条 [略]  
 2 条例第55条第3号に規定する精神障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
 (1) 別に定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）のうち、障害の程度が総合判定Aの者。ただし、療育手帳所持者が取得し、又は所有する自動車（療育手帳所持者で自ら運転しないものと生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該療育手帳所持者のために当該療育手帳所持者と生計を一にする者が運転する場合又は当該療育手帳所持者（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。）のために当該療育手帳所持者を常時介護する者が運転する場合で、特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校をいう。）への通学に利用する者については障害の程度が総合判定A、B1及びB2の者  
 (2) [略]  
 (自動車税の減免の対象となる自動車)

(1)・(2) [略]  
 2～4 [略]  
 (災害等による期限の延長の申請等)  
 第21条 [略]  
 2 [略]  
 3 知事は、条例第22条ただし書の規定により期限の延長をしたときは、地域、期日その他必要な事項を告示するものとする。

(条例第26条第5号の規則で定める寄附金)

第44条 条例第26条第5号に規定する規則で定める寄附金は、次に掲げるものとする。

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第3号に規定する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有しない学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）であって、県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの

(2) 所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有しない社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）であって、県内に同法第2条第1項に規定する社会福祉事業の経営に係る施設を設置するものに対するもの

(法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知)

第49条の2 所長は、法第53条第46項又は第47項の規定によって通知をする場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書（別記様式第 144号の2）によってしなければならない。

(事業税に関する文書の様式)

第54条 事業税について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄の定めるところによる。

法人事業税課税標準額 更正（決定）請求書 [略]	法第72条の48の2 第2項及び第6項	[略]
--------------------------------	------------------------	-----

(身体障害者等の範囲)

第67条 [略]  
 2 条例第55条第3号に規定する精神障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
 (1) 別に定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）のうち、障害の程度が総合判定Aの者。ただし、療育手帳所持者が取得し、又は所有する自動車（療育手帳所持者で自ら運転しないものと生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該療育手帳所持者のために当該療育手帳所持者と生計を一にする者が運転する場合又は当該療育手帳所持者（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。）のために当該療育手帳所持者を常時介護する者が運転する場合で、特別支援学校（学校教育法第72条に規定する特別支援学校をいう。）への通学に利用する者については障害の程度が総合判定A、B1及びB2の者  
 (2) [略]  
 (自動車税の減免の対象となる自動車)

第84条の2 条例第66条第2号に規定する公益上その他特別の事情により自動車税の減免を必要とすると認める自動車で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 次に掲げる事業を行う法人が所有する自動車で、専ら当該事業の用に供するもの

ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第5号までに掲げる第一種社会福祉事業

イ [略]

ウ 社会福祉法第2条第3項第4号の2に掲げる第二種社会福祉事業のうち障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)、移動支援事業又は地域活動支援センター若しくは福祉ホームを経営する事業

エ [略]

オ 社会福祉法第2条第3項第7号に掲げる第二種社会福祉事業

(4)・(5) [略]

様式第150号(第52条関係)

[略]

法人名	事業年度又は計算期間		[略]
	年 月 日	年 月 日	
本店所在地	税務署の更正・決定年月日	法人税額(法人税別表1の⑩)	
	[略]		

[略]

様式第153号の6(第54条関係)

[略]
年 月 日
殿
県税・総務事務所長 印
下記法人の事業税の課税標準額について地方税法第72条の49第 $\frac{2}{5}$ 項の規定により更正(決定)の請求をします。
[略]

様式第178号(その1)(第68条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

(申請時に必要な書類等)

減免申請に際しては、次の書類等が必要です。

- 1～3 [略]
- 4 自動車取得税減免申請理由証明(願)書又は自動車税等に係る生計同一証明書(生計同一者運転のみ)
- 5・6 [略]

(その他)

1 自動車税減免申請理由証明書又は自動車税等に係る生計同一証明書若しくは常時介護証明書は、福祉事務所長等が交付しますが、証明書の申請には住民票が必要な場合があります。

2・3 [略]

第84条の2 条例第66条第2号に規定する公益上その他特別の事情により自動車税の減免を必要とすると認める自動車で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 次に掲げる事業を行う法人が所有する自動車で、専ら当該事業の用に供するもの

ア 社会福祉法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる第一種社会福祉事業

イ 社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる第二種社会福祉事業のうち障害児通所支援事業

ウ [略]

エ 社会福祉法第2条第3項第4号の2に掲げる第二種社会福祉事業のうち障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)、移動支援事業又は地域活動支援センター若しくは福祉ホームを経営する事業

オ [略]

(4)・(5) [略]

様式第150号(第52条関係)

[略]

法人名	事業年度又は計算期間		[略]
	年 月 日	年 月 日	
本店所在地	税務署の更正・決定年月日	課税標準となる法人税額	
	[略]		

[略]

様式第153号の6(第54条関係)

[略]
年 月 日
殿
県税・総務事務所長 印
下記法人の事業税の課税標準額について地方税法第72条の48の2第 $\frac{2}{6}$ 項の規定により更正(決定)の請求をします。
[略]

様式第178号(その1)(第68条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

(申請時に必要な書類等)

減免申請に際しては、次の書類等が必要です。

- 1～3 [略]
- 4 自動車取得税減免申請理由証明(願)書(生計同一者運転のみ)
- 5・6 [略]

(その他)

1 自動車取得税減免申請理由証明書又は常時介護証明書は、福祉事務所長等が交付しますが、証明書の申請には住民票が必要な場合があります。

2・3 [略]

<p>様式第 196号の 2（その 1）（第84条の 3 関係） （表）</p> <p>[略]</p> <p>（裏）</p> <p>[略]</p> <p>（申請時に必要な書類等） 減免申請に際しては、次の書類等が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 [略]</p> <p>4 自動車税減免申請理由証明（願）書又は自動車税等に係る生計同一証明書（生計同一者運転のみ）</p> <p>5・6 [略]</p> </div> <p>（その他）</p> <p>1 自動車税減免申請理由証明書又は自動車税等に係る生計同一証明書若しくは常時介護証明書は、福祉事務所長等が交付しますが、証明書の申請には住民票が必要な場合があります。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>様式第 196号の 2（その 1）（第84条の 3 関係） （表）</p> <p>[略]</p> <p>（裏）</p> <p>[略]</p> <p>（申請時に必要な書類等） 減免申請に際しては、次の書類等が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 [略]</p> <p>4 自動車税減免申請理由証明（願）書（生計同一者運転のみ）</p> <p>5・6 [略]</p> </div> <p>（その他）</p> <p>1 自動車税減免申請理由証明書又は常時介護証明書は、福祉事務所長等が交付しますが、証明書の申請には住民票が必要な場合があります。</p> <p>2～4 [略]</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第44条、第84条の 2 第 3 号ア及びウの改正規定並びに第84条の 2 第 3 号中オを削り、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える改正規定は、平成24年 4 月 1 日から施行する。  
（個人の県民税に関する経過措置）
- 2 この規則による改正後の第44条の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が平成24年 1 月 1 日以後に支出する同条に掲げる寄附金について適用する。  
（用紙に関する経過措置）
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第10号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則（平成 5 年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（管理者の届出等）</p> <p>第25条 条例第28条第 1 項前段の規定による届出は、屋外広告物管理者届出書（別記様式第14号）によってしなければならない。</p> <p><u>2 条例第28条第 1 項後段及び第 2 項の規定による届出は、屋外広告物設置者・管理者変更届出書（別記様式第15号）によってしなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p><u>4 条例第28条第 4 項の規定による届出は、屋外広告物設置者・管理者住所・氏名変更届出書（別記様式第17号）によってしなければならない。</u></p> <p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 条例第33条の 2 第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>（1）屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を</p>	<p>（管理者の届出等）</p> <p>第25条 条例第28条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による届出は、屋外広告物管理者等設置・変更届（別記様式第14号）によってなければならない。</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 条例第33条の 2 第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>（1）屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を</p>

有しない未成年者をいう。以下同じ。)である場合にあってはその法定代理人が条例第33条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(2) [略]

(3) 登録申請者(法人である場合にあってはその役員、未成年者である場合にあっては当該登録申請者及びその法定代理人)の略歴を記載した書面

(4) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書

(5) 登録申請者が個人である場合にあっては、登録申請者(登録申請者が未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人)の住民票の抄本

(6) [略]

3・4 [略]

(変更の届出)

第33条 [略]

2 前項の屋外広告業登録事項変更届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第33条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 誓約書、略歴書及び住民票の抄本

(5) [略]

3 [略]

(帳簿の記載事項等)

第40条 条例第35条の3の屋外広告業者の営業所の営業に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

(1) 注文者の氏名又は名称及び住所

(2)～(5) [略]

2 条例第35条の3の帳簿(以下「帳簿」という。)の様式は、別記様式第29号の3によるものとする。

3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

4・5 [略]

別表第7(第10条関係)

[略]

1 乗合自動車に表示する場合

区 分	基 準	
[略]		
2 1以 外の広 告物	縦の長さ	0.5メートル以下であること。
	横の長さ	0.7メートル以下であること。
	[略]	

2 [略]

[略]

有しない未成年者をいう。以下同じ。)である場合にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては当該法人及びその役員)が条例第33条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(2) [略]

(3) 登録申請者(法人である場合にあってはその役員、未成年者である場合にあっては当該登録申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては当該法人の役員))の略歴を記載した書面

(4) 登録申請者(登録申請者が未成年者である場合のその法定代理人を含む。)が法人である場合にあっては、登記事項証明書

(5) 登録申請者が個人である場合にあっては、登録申請者(登録申請者が未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合を除く。))の住民票の抄本

(6) [略]

3・4 [略]

(変更の届出)

第33条 [略]

2 前項の屋外広告業登録事項変更届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第33条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 誓約書、略歴書及び住民票の抄本(法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人及び役員)の誓約書、役員)の略歴書並びに法人の登記事項証明書)

(5) [略]

3 [略]

(帳簿の記載事項等)

第40条 条例第35条の3の屋外広告業者の営業所の営業に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

(1) 注文者の商号、名称又は氏名及び住所

(2)～(5) [略]

2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3・4 [略]

別表第7(第10条関係)

[略]

1 乗合自動車に表示する場合

区 分	基 準	
[略]		
2 1以 外の広 告物	表示面積	0.35平方メートル以内であること。
	[略]	

2 [略]

[略]



別表第11（第18条関係）

[略]

- 1 [略]
- 2 条例第15条第2号に規定する広告物等（道標等）

[略]

別表第11（第18条関係）

[略]

- 1 [略]
- 2 条例第15条第2号に規定する広告物等（道標等）

(1) 共通の基準

ア 特に景観への配慮が必要な地域又は場所にあつては、その周囲の景観と調和したものであること。

イ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないもので、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。

ウ 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。

エ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

オ 中間色を中心に色調を整えたものであること。

カ 回転灯を使用していないこと。

キ 露出したネオン管又は赤色のネオン管を使用していないこと。

ク ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。

ケ 電光掲示板を使用していないこと。

(2) 広告物の種類ごとの基準

[略]

別記様式第14号及び別記様式第15号を次のように改める。

様式第14号(第25条関係)

屋外広告物管理者等設置・変更届

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒( - )

届出者 住 所

氏 名

㊟

電 話 ( - - )

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の  
ので、次のとおり届け出ます。

- 管理者を設置した
- 表示者 設置者 管理者 を変更した
- 表示者 設置者 管理者 の氏名  
若しくは名称又は住所を変更した

許可年月日及び番号	年 月 日	第 号	
表示（設置）の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
表示（設置）の場所			
種 類	数 量	枚 個	
管理者設置 変 更 年 月 日	年 月 日		
届 出 事 項	管理者設置の場合		
	住所 〒( - )		
	氏名 電話 ( - - )		
	㊟		
	資格		
	変更の場合	新	表示 又は 設置 者
		住所 〒( - )	
		氏名 (名称) 電話 ( - - )	
住所 〒( - )			
氏名 (名称) 電話 ( - - )			
新 管 理 者	新	管 理 者	
	住所 〒( - )		
	氏名 電話 ( - - )		
	㊟		
資格			
旧 管 理 者	旧	管 理 者	
	住所 〒( - )		
氏名 電話 ( - - )			

- 注 1 〔 〕内は、該当する箇所 (□) に「レ印」を記入してください。
- 2 「表示者 設置者 管理者」については、該当するものを○で囲んでください。
- 3 管理者の資格が必要な場合、「資格」欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付してください。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。(個人の場合に限る。)
- 5 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出の宛先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

別記様式第15号 削除

別記様式第17号を次のように改める。

別記様式第17号 削除

別記様式第19号を次のように改める。

様式第 19 号 (第 30 条関係)

(第 1 紙)

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

証 紙 欄

申請者 住 所

氏 名



〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号  
 又は名称及び代表者の氏名 〕

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号	屋外広告業登録 第 号		
		※登録年月日	年 月 日		
法人・個人の別		1 個人      2 法人			
フリガナ 商号、名称又は氏名 〔 法人にあつては、商号又 は名称及び代表者の氏名 〕					
住 所 〔 法人にあつては、主た る事務所の所在地 〕		〒 (      -      )  電話 (      -      -      )			
1 管内におい て営業を行う 営業所の名称 及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号	
2 業務主任者 の氏名及びそ の所属する営 業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名		摘 要	
3 法人である 場合の役員 ( 業 務を執行する 社員、取締役、 代表者、執行役 又はこれらに準 ずる者 ) の職 名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名	
4 他の地方公 共団体におけ る登録状況	登録を受けた地方公共団体名		登録年月日	登録番号	



(第2紙)

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏 名 (法人にあつては、 商号又は名称及び 代表者の氏名)			
	住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地)	〒 (      -      )  電話 (      -      )		
6 法定代理人 が法人である 場合のその役 員(業務を執行 する社員、取締 役、代表者、執 行役又はこれら に準ずる者)の 職名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名
7 管内におい て営業を行う 営業所が2以 上ある場合の 営業所の名称 及び所在地並 びに業務主任 者の氏名及び その所属する 営業所の名称	営業所2	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘 要
	営業所3	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘 要

注 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。

2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

3 摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入すること。

4 次の書面を添付すること。

(1) 登録申請者(法人にあつてはその役員、未成年者にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合には当該法人及びその役員。)を含む。)が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書

(2) 業務主任者がその資格に適合することを証する書面

(3) 業務主任者が在籍していることを証する書面(健康保険被保険者証の写し等)

(4) 登録申請者(法人にあつてはその役員をいい、未成年者にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にはその役員。)を含む。)の略歴書

(5) 法人(未成年者の法定代理人である法人を含む。)にあつては登記事項証明書、個人(未成年者の法定代理人である個人を含む。)にあつては住民票の抄本(いずれも3か月以内に発行されたもの)

5 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入のうえ添付すること。

6 申請書の記載が第1紙で完了する場合は、第2紙は提出する必要がないこと。

7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合は、第2紙を利用することができます。

8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。(個人の場合に限る。)

9 この申請書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>様式第20号 (第31条関係)</p> <p>[略]</p> <p>登録申請者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本 人 法 人 の 役 員 法 定 代 理 人</span> は、屋外広告物条例に</p> <p>定める登録拒否の要件に該当しない者であることを誓約します。</p> <p>[略]</p> <p>注 1 「本人 法人の役員 法定代理人」は、該当するものを○で囲むこと。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この誓約書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請のあて先を書き換えていただければ、九州各県の誓約書様式として利用できます。</p> <p>様式第21号 (第31条関係)</p> <p>登録申請者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本 人 法 人 の 役 員 法 定 代 理 人</span> の略歴書</p> <p>[略]</p> <p>注 1 「本人 法人の役員 法定代理人」は、該当するものを○で囲むこと。</p> <p>2 「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容をすべて記載すること。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>様式第23号 (第33条関係)</p> <p>[略]</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名</span></p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更に係る事項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 法定代理人の氏名 又は住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 [略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 1 [略]</p> <p>2 変更に係る事項が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付すること。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 法定代理人の変更 誓約書、略歴書及び住民票の抄本</p> <p>(6) [略]</p>	[略]	[略]	変更に係る事項	[略]	1～4 [略]		5 法定代理人の氏名 又は住所		6 [略]		<p>様式第20号 (第31条関係)</p> <p>[略]</p> <p>登録申請者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本 人 法 人 の 役 員 法 定 代 理 人 法 定 代 理 人 ( 法 人 ) の 役 員</span> は、屋外広告物条例に</p> <p>定める登録拒否の要件に該当しない者であることを誓約します。</p> <p>[略]</p> <p>注 1 「本人 法人の役員 法定代理人 <u>法定代理人(法人)の役員</u>」は、該当するものを○で囲むこと。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この誓約書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の誓約書様式として利用できます。</p> <p>様式第21号 (第31条関係)</p> <p>登録申請者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本 人 法 人 の 役 員 法 定 代 理 人 法 定 代 理 人 ( 法 人 ) の 役 員</span> の略歴書</p> <p>[略]</p> <p>注 1 「本人 法人の役員 法定代理人 <u>法定代理人(法人)の役員</u>」は、該当するものを○で囲むこと。</p> <p>2 「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容を全て記載すること。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>様式第23号 (第33条関係)</p> <p>[略]</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあっては、主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名</span></p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更に係る事項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 法定代理人の氏名 又は住所 <u>(法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 [略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 1 [略]</p> <p>2 変更に係る事項が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付すること。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 法定代理人の変更 誓約書及び略歴書並びに法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の抄本</p> <p>(6) [略]</p>	[略]	[略]	変更に係る事項	[略]	1～4 [略]		5 法定代理人の氏名 又は住所 <u>(法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名)</u>		6 [略]	
[略]	[略]																				
変更に係る事項	[略]																				
1～4 [略]																					
5 法定代理人の氏名 又は住所																					
6 [略]																					
[略]	[略]																				
変更に係る事項	[略]																				
1～4 [略]																					
5 法定代理人の氏名 又は住所 <u>(法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名)</u>																					
6 [略]																					

3 [略]

4 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出のあて先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

様式第23号の2（第34条関係）

[略]

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

[略]	
屋外広告業者の住所及び氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕	住 所  氏 名
[略]	

注 1 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当する番号を○で囲むこと。

2 [略]

3 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出のあて先を書き換えていただければ、九州各県の届出様式として利用できます。

3 [略]

4 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出の宛先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

様式第23号の2（第34条関係）

[略]

法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名

[略]	
屋外広告業者の住所及び商号、名称又は氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕	住 所  商号、名称又は氏名
[略]	

注 1 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。

2 [略]

3 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出の宛先を書き換えていただければ、九州各県の届出様式として利用できます。

別記様式第29号の3を次のように改める。

別記様式第29号の3 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の宮崎県屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により許可を受けている広告物等（以下「適合広告物等」という。）で、この規則による改正後の宮崎県屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第18条の基準に適合しなくなったものについては、この規則の施行の日から1年間は、なお従前の例による。ただし、適合広告物等を変更し、又は改造する場合（軽微な変更等をする場合を除く。）は、この限りでない。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている届出書その他の書類は、新規則の相当規定に基づいて提出された届出書その他の書類とみなす。

4 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年3月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第11号

宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成23年宮崎県条例第52号）の施行期日は、平成24年4月1日とする。

告 示

宮崎県告示第212号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成24年3月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1283	高野洋子 宮崎市田野町甲38 07番地	採取 ・精 選	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	高野洋子 宮崎市田野町甲38 07番地
1284	船ヶ山光子 宮崎市田野町甲61	採取 ・精	幼苗の育 成・幼苗	船ヶ山光子 宮崎市田野町甲61

79番地 5	選	以外の苗 木の育成	79番地 5
--------	---	--------------	--------

訓 令

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成24年 3 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 1 号

本 庁  
各出先機関

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和37年訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管守者	種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管守者
[略]						[略]					
宮 崎 県 知 事 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           情報公開・個人情報            保護条例専用            宮 崎 県            知 事 印         </div>	方 27	1	公文書及び 保有個人情報 の開示決 定等の事務 用	西臼杵支庁 長 各県税・総 務事務所長	宮 崎 県 知 事 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           情報公開・個人情報            保護条例専用            宮 崎 県            知 事 印         </div>	方 27	<u>14</u>	公文書及び 保有個人情報 の開示決 定等の事務 用	西臼杵支庁 長 各県税・総 務事務所長 串間土木事 務所長 高岡土木事 務所長 西都土木事 務所長 中部港湾事 務所長 油津港湾事 務所長 北部港湾事 務所長
[略]						[略]					

附 則

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成24年 3 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 2 号

本 庁  
各 出 先 機 関  
労働委員会事務局

宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員研修規程（昭和44年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(基礎研修) 第 4 条 [略]	(基礎研修) 第 4 条 [略]

2 基礎研修は、次のとおり区分する。

- (1) [略]
- (2)・(3) [略]
- (4)～(7) [略]

2 基礎研修は、次のとおり区分する。

- (1) [略]
- (2) 2年目研修
- (3)・(4) [略]
- (5) 主査研修
- (6)～(9) [略]

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成24年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第3号

本 庁  
各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程（平成19年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務	所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務
[略]				[略]			
労働政策課	宮崎市錦町1番10号 (宮崎グリーンスフィア壱番館内)	[略]		労働政策課	宮崎市錦町1番10号 (宮崎グリーンスフィア壱番館内)	[略]	
[略]					宮崎市学園木花台西2丁目4番地3(宮崎県技能検定センター内)	宮崎県	宮崎県技能検定センターの管理運営に関すること。
[略]				[略]			
福岡事務所	福岡市中央区天神1丁目10番24号(九州観光推進機構内)	[略]		福岡事務所	福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号(九州観光推進機構内)	[略]	
[略]				[略]			

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表福岡事務所の項の改正規定は、平成24年3月26日から施行する。

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第1号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報<sup>（一）</sup>を次のとおり定めた。

平成24年3月19日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
県職員選考採用試験（看護師、臨床工学士）	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から起算して6月間	病院局経営管理課

--	--